他の保険会社等の資本調達手段	保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出の際の額
一　前条第四項第四号イに掲げるもの	前条第四項第四号イに掲げるものの額のうち算入されない額
二　前条第四項第四号ロに掲げるもの	次に掲げる額の合計額 イ　前条第四項第四号ロに掲げるものの額のうち算入されない額 ロ　前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額

（各リスクの計算）

第四条　規則第八十八条第一号又は第二百十条の十一の四第一号に規定する額（保険リスク相当額）は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、内部モデル方式（別表第八に規定する内部モデル方式をいう。以下この項において同じ。）を用いる場合には、規則第八十五条第一項第十三号の二若しくは第二百十条の十四第二項第九号の規定に基づき当該内部モデル方式の使用を届け出たとき又は規則第八十五条第一項第十三号の三若しくは第二百十条の十四第二項第十号の規定に基づき当該内部モデル方式の変更を届け出たときに限るものとする。この場合において、次の各号に掲げるリスク相当額の計算が困難であって、保険会社又は保険持株会社の連結保険子法人等が、当該連結子法人等に関し他の法令（外国の法令を含む。）の規定に基づく方法により当該各号に掲げるリスク相当額と同様の額を算出している場合には、当該各号に掲げるリスク相当額（当該同様の額に係る部分の額を除く。）に、当該同様の額を加えた額とすることができる。

一　生命保険契約に係る別表第一に掲げるリスクの種類ごとのリスク対象金額にそれぞれのリスク係数の欄に掲げる率を乗じて得られる額に基づき、別表第三の算式により計算した額

二　損害保険契約に係る一般保険リスク相当額として、別表第五に掲げる保険の種類ごとのリスク対象金額にそれぞれのリスク係数の欄に掲げる率を乗じて得られる額に基づき、別表第六の算式により計算した額

三　損害保険契約に係る巨大災害リスク相当額として、損害保険会社又は損害保険契約を有する国内連結保険子法人等に係る国内巨大災害リスク相当額（別表第七に掲げる保険の種類ごとの地震災害リスク相当額を合計した額と、同表に掲げる保険の種類ごとの風水災害リスク相当額を合計した額のうちいずれか大きい額、連結保険子法人等（外国保険業者に限る。）が保有する損害保険契約であって、日本においてリスクを有するものに係る外国巨大災害リスク相当額計算基準額（別表第八に規定する外国巨大災害リスク相当額計算基準額をいう。）及び少額短期保険業者告示第三条第一項第二号に規定する巨大災害リスク相当額の合計額をいう。）及び外国巨大災害リスク相当額（別表第八1に基づき算出した外国巨大災害リスク相当額をいう。）に基づき、別表第九の算式により計算した額

2　規則第八十八条第二号又は第二百十条の十一の四第二号に規定する額（第三分野保険の保険リスク相当額）は、別表第二に掲げるリスクの種類ごとのリスク対象金額にそれぞれのリスク係数の欄に掲げる率を乗じて得られる額に基づき、別表第四の算式により計算した額とする。この場合において、第三分野保険の保険リスク相当額の計算が困難であって、保険会社又は保険持株会社の連結保険子法人等が、当該連結子法人等に関し他の法令（外国の法令を含む。）の規定に基づく方法により第三分野保険の保険リスク相当額と同様の額を算出している場合には、第三分野保険の保険リスク相当額（当該同様の額に係る部分の額を除く。）に、当該同様の額を加えた額とすることができる。

3　規則第八十八条第三号又は第二百十条の十一の四第三号に規定する額（子会社等である少額短期保険業者の保険リスク相当額）は、連結子法人等である少額短期保険業者に係る少額短期保険業者告示第三条第一項第一号に掲げる一般保険リスク相当額の合計額とする。

4　規則第八十八条第四号又は第二百十条の十一の四第四号に規定する額（予定利率リスク相当額）は、責任準備金の予定利率ごとに、当該予定利率を別表第十に掲げる予定利率の区分により区分し、それに当該区分のリスク係数の欄に掲げる率を乗じて得られた数値を合計し、その得られた合計値を、当該予定利率の責任準備金残高に乗じた額の合計額とする。ただし、連結保険子法人等（外国保険業者に限る。）については、算出することを要しない。

5　規則第八十八条第五号又は第二百十条の十一の四第五号に規定する額（最低保証リスク相当額）は、別表第十一に掲げる標準的方式又は代替的方式のいずれかにより計算した額とする。ただし、代替的方式を用いる場合には、規則第八十五条第一項第十三号の二若しくは第二百十条の十四第二項第九号の規定に基づき当該代替的方式の使用を届け出たとき又は規則第八十五条第一項第十三号の三若しくは第二百十条の十四第二項第十号の規定に基づき当該代替的方式の変更を届け出たときに限るものとする。この場合において、最低保証リスク相当額の計算が困難であって、保険会社又は保険持株会社の連結保険子法人等が、当該連結子法人等に関し他の法令（外国の法令を含む。）の規定に基づく方法により最低保証リスク相当額と同様の額を算出している場合には、最低保証リスク相当額（当該同様の額に係る部分の額を除く。）に、当該同様の額を加えた額とすることができる。

6　規則第八十八条第六号イ又は第二百十条の十一の四第六号イに規定する額（価格変動等リスク相当額）は、別表第十二に掲げるそれぞれのリスク対象資産の連結貸借対照表計上額から別表第十三に掲げるそれぞれのリスク対象資産に対応する対象取引残高の欄に掲げる額（保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、意図的に同表のデリバティブ取引の欄に掲げる取引を行っていると認められる場合には、当該取引に係る対象取引残高に相当する額を控除した額とする。ただし、当該額が零未満となる場合には、零とする。）を控除した残額（デリバティブ取引によるリスクヘッジ効果を得るために同表に掲げるリスク対象資産に対応する同表に掲げるデリバティブ取引を行っている場合には、当該連結貸借対照表計上額を限度として、同表のリスクヘッジの効果の額を控除した残額）にそれぞれのリスク対象資産に係る別表第十二のリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計額から、別表第十四1に規定する分散投資効果（分散投資によるリスク減殺効果をいう。以下同じ。）の額を控除した残額とする。ただし、連結貸借対照表計上額に基づいて価格変動等リスク相当額を計算することが困難であるときには、保険会社及びその連結子法人等又は保険持株会社及びその連結子法人等の貸借対照表計上額に基づいて計算した額の合計額を価格変動等リスク相当額とすることができる。この場合において、保険会社又は保険持株会社の連結子法人等が、当該連結子法人等に関し他の法令（外国の法令を含む。）の規定に基づく方法により価格変動等リスク相当額と同様の額を算出している場合には、価格変動等リスク相当額を計算することが困難であるかどうかにかかわらず、価格変動等リスク相当額（当該同様の額に係る部分の額を除く。）に、当該同様の額を加えた額とすることができる。

7　規則第八十八条第六号ロ又は第二百十条の十一の四第六号ロに規定する額（信用リスク相当額）は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、連結貸借対照表計上額に基づいて信用リスク相当額を計算することが困難であるときには、保険会社及びその連結子法人等又は保険持株会社及びその連結子法人等の貸借対照表計上額に基づいて計算した額の合計額を信用リスク相当額とすることができる。この場合において、保険会社又は保険持株会社の連結子法人等が、当該連結子法人等に関し他の法令（外国の法令を含む。）の規定に基づく方法により信用リスク相当額と同様の額を算出している場合には、信用リスク相当額を計算することが困難であるかどうかにかかわらず、信用リスク相当額（当該同様の額に係る部分の額を除く。）に、当該同様の額を加えた額とすることができる。

一　別表第十五に掲げるリスク対象資産の連結貸借対照表計上額にそれぞれのリスク対象資産に係る別表第十六に掲げるランクに応じた別表第十五のリスク係数の欄に掲げる率（次号において「ランク別リスク係数」という。）を乗じて得た額を合計した額

二　金融保証（債券又はデリバティブ取引に係る債務の保証（再保険を含む。）をいう。以下同じ。）の保証金額（当該金融保証について支払備金に相当するものを積み立てている場合には、その額を控除した額）に当該金融保証の対象であるそれぞれのリスク対象資産に係るランク別リスク係数を乗じて得た額を合計した額から、当該金融保証に係る未経過保険料の額を控除した残額（少額短期保険業者に係るものを除く。）